

# リスティング広告運用代行 業務委託基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社ラディカルサポート(以下「乙」という)とは、Google AdWords及びYahoo!プロモーション広告(以下「リスティング広告」という)の運用代行業務に関し、以下の通り契約を締結する。

## 第1条(業務内容)

1. 甲は、リスティング広告運用代行業務及びその他の付帯関連する業務(以下「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。本件業務には、本契約の目的に関係する以下の内容が含まれる。
  - (1) 新規アカウント作成
  - (2) キーワードの選定、提案、見直し
  - (3) マッチタイプの設定、提案、見直し
  - (4) 除外キーワードの設定、提案、見直し
  - (5) 広告文の作成、提案、入稿、見直し
  - (6) 広告表示オプションの設定、提案、見直し
  - (7) 地域ターゲティングの設定、提案、見直し
  - (8) 曜日・時間帯ターゲティングの設定、提案、見直し
  - (9) 行動ターゲティングの設定、提案、見直し
  - (10) デバイス指定配信の設定、提案、見直し
  - (11) リマーケティング広告の設定、提案、見直し
  - (12) リンク先URLの設定
  - (13) クリック単価の設定、提案、見直し
  - (14) 予算管理
  - (15) 広告効果の測定
  - (16) その他上記に付随する業務
2. 甲は乙に対し、本件業務により配信される広告(以下「本件広告」という)にかかる著作権の使用を許諾する。
3. 乙は、本件業務を甲乙別途協議のうえ合意したスケジュール・期日で行う。また乙は、本件業務の内容につき甲の事前承諾を得たうえで、本件広告を出稿及び停止するものとする。
4. 甲が乙に委託する、本件業務における個別具体的な内容、スケジュール、報酬、費用負担等の必要事項については、必要に応じて、本契約に基づく個別契約で定めることができる。なお、当該個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、原則として当該個別契約が本契約に優先するものとする。

## 第2条(完全合意)

本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲乙間でなされた雇用契約、業務委託契約、協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、原則として本契約が優先するものとする。

## 第3条(甲の責務、保証)

1. 甲は、甲が事前承諾したうえで出稿された本件広告及び当該本件広告のキーワード、ならびに本件広告からのリンク先に関し、一切の責任を負担するものとし、乙に対し、次に定める事項を保証する。
  - (1) 本件広告の内容(広告文、キーワード、デザイン、画像等を含む。以下同様。)及びリンク先が第三者の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害していないこと、及び第三者の権利のすべてにつき権利処理が完了していること。
  - (2) 本件広告の内容及びリンク先が法令に抵触していないこと。
  - (3) 本件広告やリンク先が甲によって適切に管理されており、乙が本件広告を出稿するにあたり支障が生じないこと。
  - (4) 本件広告の内容及びリンク先が正確かつ最新の記載であり、かつユーザー(使用端末機器を問わず、インターネットその他の通信手段を通じてウェブサイトやアプリケーションを利用する者をいい、以下「ユーザー」という。)に混乱を生じさせたり、コンピュータウイルスや虚偽の内容を含んだり、相互に無関係な内容となっていたりしないこと。
  - (5) 本件広告またはリンク先の内容が公序良俗に反し、または第三者を誹謗中傷したり、名誉を毀損する内容を含まないこと。
  - (6) インターネットその他の通信手段を通じて、ウェブサイトやアプリケーション上にリスティング広告を表示するスペースを提供している事業者(以下「広告事業者」という。)が定める規約、ガイドライン等に抵触していないこと。
2. 第三者から甲に対し、本件広告またはリンク先の内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、甲は、自身の責任および負担において解決するものとする。ただし、当該損害が乙の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

## 第4条(甲乙両者の免責、非保証)

甲及び乙は、相手方に対し、以下の各号に起因する損害の責任ならびに以下の各号に付随する2次的なデータの漏洩、損失、損害にかかる責任を負わないものとする。

- (1) 広告事業者による規制。
- (2) 甲乙以外の第三者による不正な行為。

- (3) 天災地変、戦争・暴動・内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本契約に基づく債務の履行の遅滞または不能。
- (4) ハッカーおよびクラッカーによるサーバーへの侵入または攻撃等の行為。
- (5) サーバーのダウン。
- (6) インターネット接続サービスの性能値の低下。
- (7) 甲乙の各自が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトによっては、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類の、コンピュータウイルスの侵入。
- (8) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス、アタックまたは改ざん、及び通信経路上での傍受。

## 第5条（乙の免責、非保証）

1. 乙は、次に定める事項について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わない。
  - (1) 本件広告やリンク先に関して、ユーザー及びその他の第三者が行う一切の行為（その方法や意図、その他事由の如何を問わず本件広告やリンク先への不正なクリック、閲覧、アクセスなどを含む）。
  - (2) 本件広告およびリンク先（これらの内容および表示する端末機器やブラウザへの対応などの技術的側面、ならびに乙の指示によるか否かを問わず、各種プログラムの導入、効果測定タグの貼付など、変更、加工、調整された場合を含む）。
  - (3) 乙から甲に提供される、本件業務に関する一切の情報（提案書、関連資料その他本件広告の掲載に付随する指示、アドバイス、提案、予測、その他の一切の情報を含む）及びこれらを利用した結果。
  - (4) 本件広告が掲載されるウェブサイトまたはアプリケーションに関し、その内容（正確性や違法性、本件広告との関連性などを含む）、掲載場所、順位、品質、その他一切の事項。
  - (5) 本件広告が掲載されるウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、入稿された内容のとおりに表示されること。
  - (6) 本件広告の効果、広告のマッチング機能（行動ターゲティングや地域ターゲティングなどを含む）の精度および予算管理機能の精度。
2. リスティング広告に関して、広告事業者が自己の定める規約、ガイドライン等により免責される事項については、乙も当然に免責されるものとする。

## 第6条（業務の一時的な中断）

1. 乙が本件業務を遂行するにあたり、第4条各号及び次の各号のいずれかの事由に該当する場合、甲に事前に通知することなく、本件業務の遂行を一時的に中断することがあることにつき、甲は合意する。
  - (1) 本件業務で利用する設備の保守を定期的または緊急に行うとき。
  - (2) 本件業務で利用する通信回線、電力等の提供が中断されたとき。
  - (3) その他技術的に不可能な事由により本件業務の遂行ができなくなったとき。
2. 乙は、前項に定める本件業務の一時的な中断が発生したとしても、これに起因して甲が被った損害については、一切、責任を負わないものとする。

## 第7条（業務の報酬、費用、支払方法）

1. 本件業務にかかる報酬及び費用負担は、別紙で定めるとおりとする。また、必要に応じて、個々の業務にかかる報酬及び費用負担を個別契約で別途定めることができるものとする。
2. 甲は前項の対価を本件業務の申込時に初期設定費用、及び初回分を乙に支払い、2回目以降の対価は請求書に記載された口座に毎月振込み、または金融機関の自動引落にてこれを支払うものとする。なお、基本対価は本件業務の提供を受ける該当月に支払い、運用額25万円以上に掛かる対価については別紙で定めた方法にて支払うものとする。
3. 前項の振込みに要する手数料等は民法の定めに従い、甲が負担するものとする。

—お振込先—

銀行名： 栃木銀行                      支店名： 佐野支店  
口座名義： 株式会社ラディカルサポート 代表取締役 皆川孝弘  
口座種別： 普通                      口座番号： 1039306

## 第8条（業務の実施）

乙は、自らの責に帰さない事由または正当な事由により、本件業務を合意された内容で遂行できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本件業務を中止することはできない。

## 第9条（著作権その他の知的財産権の帰属）

甲及び乙は、乙が本件業務を遂行することによって生じる成果物（以下「本件成果物」という）の著作権その他の知的財産権の帰属に関しては、以下の定めによるものとする。

- (1) 本件業務で甲専用に新規に作成された本件成果物の著作権その他の知的財産権は乙に帰属するものとするが、甲はこれを無償で独占的に利用（加工を含む）することができるものとして、乙はこれを異議なく許諾する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲または乙が従前から有している既存の著作権その他の知的財産権で、本件成果物に利用されているものは、当該甲または乙に帰属するものとする。なお乙が従前から有している既存の著作権その他の知的財産権で、本件成果物に利用されているものについては、乙は甲に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。ただし、甲は乙の承諾なくしてかかる権利を第三者に譲渡することはできない。

#### 第10条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報（以下「秘密情報」という）を、乙の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならないものとする。
2. 前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されないものとする。
  - (1) 相手方から開示されたまたは知り得た時点で既に公知であったもの、またはその後自らの責めによらず公知になったもの。
  - (2) 相手方から開示されたまたは知り得た時点で既に自らこれを保有しておりかつそのことを立証できるもの。
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
  - (4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。
3. 本条の規定は本契約終了後も有効とする。

#### 第11条（個人情報の保護、顧客情報）

1. 乙は、本契約の履行を通じて知り得た甲に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守し、甲の個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。
2. 乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後、甲に関する情報を、本契約に基づき甲から受託した本件業務及びそれに付帯関連する業務の遂行以外に使用しないものとする。

#### 第12条（権利義務の譲渡等の禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾なしに本契約に基づき甲に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供してはならないものとする。

#### 第13条（第三者委託）

1. 乙は、甲から受託した本件業務の一部または全部を、甲の書面による事前承認のもと第三者（以下「丙」という）に再委託を依頼することができるものとする。ただし、再委託を行った場合でも、乙の本契約上の権利義務は従前通り存続する。
2. 乙は再委託先を選定する際、最大限の注意をもって丙の健全性、信頼性、技術力等を総合的に判断するものとし、丙が公序良俗に反する会社・団体もしくはその会社・団体と密接な関係にある会社・団体と認められる場合には、再委託先になり得ないものとする。

#### 第14条（契約期間）

1. 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの3ヶ月間とするが、期間満了の2週間前までに、契約を更新しない旨の意思表示が当事者の一方から相手方になされない時は、本契約は、同一条件で更に1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. やむを得ず期間途中にて本件業務の中止を申し入れる際にも、甲は期間分の前条に定める対価の支払いを免れないことを確認いたします。

#### 第15条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号にいずれかに該当した場合には、催告等の手続なしで直ちに本契約を解除し、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約に違反した場合において、10日間以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき。
- (2) 理由なく30日以上行方が知れないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 仮差押、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。
- (5) 支払いを停止したとき（手形または小切手の1回目の不渡りを含む）または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったときまたは解散若しくは営業の廃止を決議したとき。
- (7) 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき。
- (8) 上記のほか、財産状態、信用状態に重大な変更が生じ、本契約の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき。

#### 第16条（契約の終了）

1. 甲及び乙は、本契約の有効期間満了または中途解約等により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければなら

ない。

2. 乙は、本契約終了後、バックアップのために乙のPC等に保存していた本件業務に関するデータを、破棄しなければならない。但し、甲が許可したものは、この限りでない。

#### 第17条（暴力団等反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。次項も同様）が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。
- (1) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体またはその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員または個人。以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
  - (2) 主要な出資者、役職員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
  - (4) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。
  - (5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないことを表明し、保証し、誓約する。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
  - (5) 前各号に記載した行為に準ずる行為。

#### 第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

#### 第19条（準拠法・合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合には、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

#### 第20条（特記事項：ID及びパスワード）

1. 乙が本件業務を遂行するにあたり、甲は乙に業務遂行のために必要なID及びパスワードを発行する。
2. 乙は、発行されたID及びパスワードを厳重に管理し、甲の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできない。なお、本項における「第三者」には、乙と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人・個人を含むものとする。
3. 乙は、ID及びパスワードを失念し、または盗まれた場合は甲に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとする。
4. 乙は、本契約終了後、甲より発行されていたID及びパスワードを使用してはならない。

本契約成立の証として本書を2通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲（委託者）【住 所】

【御社名】

【代表者名】

印

乙（請負者） 栃木県佐野市高砂町2866-1 佐野ビジネスビル3階3N  
株式会社ラディカルサポート  
代表取締役 皆川 孝弘

印

## 別紙

本件業務にかかる報酬及び費用負担は以下のとおりとする。

関連条項：第7条（業務の報酬、費用、支払方法）

### 【報酬】

本件業務の報酬は、以下のとおりとする。

1. アカウント構築費用：金50,000円（消費税別途加算）とする。
2. 運用代行費用：毎月金50,000円（消費税別途加算）とする。  
ただし月間の広告運用額が25万円を超えた場合の報酬額は、総額で広告運用額の以下の割合とし、固定の報酬額との差額を次回請求時に加算させていただくものとする。（消費税別途加算）

広告運用額	代行費用割合
250,001～1,000,000円	20%
1,000,001～2,000,000円	19%
2,000,001～3,000,000円	18%
3,000,001～4,000,000円	17%
4,000,001～5,000,000円	16%
5,000,001～6,000,000円	15%
6,000,001～7,000,000円	14%
7,000,001～8,000,000円	13%
8,000,001～9,000,000円	12%
9,000,001～10,000,000円	11%
10,000,001～12,000,000円	10%
12,000,001～15,000,000円	9%
15,000,001～20,000,000円	8%
20,000,001～25,000,000円	7%
25,000,001～30,000,000円	6%
30,000,001円～	5%

### 【交通費・宿泊費の負担】

甲が乙に支払う交通費・宿泊費負担は、以下のとおりとする。

甲の負担

ただし、甲が乙に支払う報酬に含めて計算されている場合や、乙の他の事業等の都合で個別の交通費が発生しない場合はその限りではない。